

# 共同実施だより

第 129 号  
令和7年11月4日発行  
山武市学校事務共同実施  
山 武 市 教 育 委 員 会

インフルエンザ等が猛威の兆しを見せていました。感染症対策や休養の確保も大切に、職員一丸となって安心安全な学校づくりを進めていきましょう。



## 千葉県人事委員会勧告



10月15日、千葉県人事委員会は、県議会議長と知事に対して「職員の給与等に関する報告及び勧告」を行いました。

### 人事委員会勧告のまとめ

#### 【教職調整額の見直し】

支給率を現在の4%から毎年1%ずつ段階的に引き上げ10%とする。

現行4% → 段階的に10%へ

改定年月日：令和8年1月1日

現 行		4%	
実施時期	新率	実施時期	新率
令和 8年1月1日～	5%	令和 11年1月1日～	8%
令和 9年1月1日～	6%	令和 12年1月1日～	9%
令和 10年1月1日～	7%	令和 13年1月1日～	10%

#### 【通勤手当の改善】

実施時期	改定内容
令和7年4月1日	自動車等の距離区分で増額
令和8年4月1日	・駐車場手当（新設） 上限 5,000 円 ・交通用具区分を統合し簡素化

※月中途採用の柔軟支給については検討中

#### 【給料表の改定】

初任給をはじめ、若年層に重点を置いて給料月額の改定を行う。（平均改定率 3.4%）

※全年齢層において引上げ改定。  
改定時期：令和7年4月1日

#### 【義務教育等教員特別手当】

校務類型に応じて学級担任等へ支給する手当額を加算するとともに、職務の級及び号級に応じて支給されている手当額を引き下げる。

負担・役割重視の重点配分へ

開始年月日：令和8年1月1日

対象：学級担任等

廃止：特殊勤務手当のうち

多学年学級担当手当

#### 【期末・勤勉手当の引き上げ】

年間支給月数：4.60 月 → 4.65 月  
(+0.05)

項目	現行	改定後
期末手当	2.50 月	2.525 月
勤勉手当	2.10 月	2.125 月

- 令和7年12月期に配分
- 令和8年以降：6・12月均等

県人事委員会の勧告は、職員の給与見直しを目的としていますが、その勧告が出た時点で給与が直ちに改定されるわけではありません。勧告を受けた後、県はその内容を検討し、必要であれば議会に給与改定の条例案を上程します。最終的に議会で給与条例の改正が可決されることで、正式に給与が変更される仕組みとなっています。